

別紙様式第4号の4(第18条第1項及び第6項関係)

第1 第一期 決算公告
年月日住所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏名

(記載上の注意)

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金		債券	()
証書貸付		(うち社債)	()
手形貸付		(うち新株予約権付社債)	()
当座貸越		債券発行高	金
割引手形		債券募集	金
外國為替		預定期預	金
買入外國為替		定期預	金
取立て外國為替		定期預	金
外国他店		通販預	金
外国他店預		貯蓄預	金
有価証券		普通預	金
国地方債		預當座	金
短期社債		その他預	金
社株		譲渡性預	金
その他の証券		借用	金
金銭の信託		再割引手形	金
特定取引資産		特定取引負債	券
商品有価証券		売付商品債券	
商品有価証券派生商品		商品有価証券派生商品	
特定取引有価証券		特定取引売付債券	
特定取引有価証券派生商品		特定取引有価証券派生商品	
		特定金融派生商品	

特定金融派生商品
 その他の特定取引資産
 買入金銭債権形
 買入手形
 コールローン
 買現先勘定
 債券貸借取引支払保証金
 現金預け
 現預け
 その他の資産
 未決済為替
 前払費用
 未収収益
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定等
 保管有価証券
 金融派生商
 その他資産
 有形固定資
 建土
 建設仮勘定
 その他の有形固定資産
 無形固定資産
 ソフトウェア
 のれ
 その他の無形固定資産
 債券繰延資産
 債券発行差金
 債券発行費用
 繰延税金資産
 再評価に係る繰延税金資産
 支払承諾見返
 貸倒引当金

△

その他の特定取引負債
 売渡手形
 コマーシャル・ペーパー
 コールマネー
 売現先勘定
 債券貸借取引受入担保
 外国為替
 売渡外国為替
 未払外國他店預
 外國他店預
 短期社
 その他の負
 未決済為替
 未払費用
 未払法人
 前従業員預
 給付補てん
 借入特定取引
 借入有価証券
 借入有価品
 売付債
 先物取引受入
 先物取引差金勘定
 先物取引差
 金融の
 賞与引
 役員賞与
 退職給付
 特別法上の
 金融商品取引
 繰延税金負
 負ののれん
 支払承諾
 負債の部合計
 (純資産の部)

	資 本 金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ○○積立金 繰越利益剰余金 自己株式△ 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 繙続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 繙続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (6) 親会社株式の金額
- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- （なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。）
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会

社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

- (3) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
- (5) 関係会社の株式又は出資金の総額
- (6) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (7) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (8) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (9) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剩余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (11) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項
- (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
- (16) 長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第3号ロ(1)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する長期信用銀行は国際統一基準に係る単

体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)

- ④ 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 - 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	
買 入 手 形 利 息	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	
買 現 先 利 息	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	
預 け 金 利 息	
金 利 ス ウ ッ プ 受 入 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息	
役 務 取 引 等 収 益	
受 入 為 替 手 数 料	
そ の 他 の 役 務 収 益	
特 定 取 引 収 益	
商 品 有 価 証 券 収 益	
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	

外 国 債 債	為 替 債 券	買 売 債 券	益 益 益 益
國 債 債	債 券	却 還 収 収	益 益 益 益
國 債 債	債 券	償 債 債 券	益 益 益 益
金 融 の 派 生 他 の そ の 他 の 株 式 等 金 錢 の そ の 他 の 経 常 費	商 品 務	收 取 取 収	用 用 用 用
其 他 の そ の 他 の 経 常 費	常 取 収	却 用 収	費 用 用 用
資 金 調 達 費	資 金 調 達 費	利 息 息 息	費 用 用 用
債 券 利 息	債 券 發 行 差 金	債 利 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	預 託 金	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	渡 用 金	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	短 期 社 會	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	現 手 形	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	コマーシャル・ペーパー	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	コールマネー	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	売 現 先	利 息 息 息	利 用 用 用
債 券 利 息	債券貸借取引	支 払 利 息	利 用 用 用
債 券 利 息	金利スワップ	支 払 利 息	利 用 用 用
其 他 の 支 払 利 息	その他の支 払 利 息	役 務 取 引 等 費	役 務 取 引 等 費
其 他 の 支 払 利 息	役 務 取 引 等 費	手 数 料	手 数 料
其 他 の 支 払 利 息	其 他 の 支 払 利 息	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扦 費	特 定 取 引 費	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扦 費	商品有価証券費	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扦 費	特定取引有価証券費	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扦 費	特定金融派生商品費用	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扦 費	その他の特定取引費用	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扎 費	其 他 業 務 費	費 用 用 用	費 用 用 用
其 他 の 支 扎 費	債 券 發 行 費	償 債 費	損 損 損 損
其 他 の 支 扎 費	外 国 債 債	替 債 券	買 却 損 損
其 他 の 支 扎 費	國 債 債	債 券	還 損 損 損
其 他 の 支 扎 費	國 債 債	債 券	償 債 費
其 他 の 支 扎 費	商品有価証券売買	債 券	買 却 損 損

金融派生商品費用
その他の業務費用
営業経費用
その他経常費用
貸倒引当金繰入額
貸出金償却
株式等売却損
株式等償却
金銭の信託運用損
その他の経常費用
経常利益 (又は経常損失)
特別利益
固定資産処分益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
金融商品取引責任準備金取崩額
その他の特別利益
特別損失
固定資産処分損
減損損失
金融商品取引責任準備金繰入額
その他の特別損失
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
当期純利益
(又は当期純損失)

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

と。

- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2 第一期 決算公告(要旨)

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) 貸 出 金 外 国 為 替		(負債の部) 債 券 (うち 社 債)	()

有価証券	(うち新株予約権付社債)	()
金銭の信託	預金	金
特定取引資産	譲渡性預用	金
買入金銭債権	借入	債
買入手形	特定取引負担	債
コールローン	コマーシャル・ペーパー	
買現先勘定	売渡手形	
債券貸取引支払保証金	コールマネー	
現金預け金	売現先勘定	
その他の資産	債券貸取引受入担保	
有形固定資産	外埠期社為替債	債
無形固定資産	その他の負当	金
債券繰延税金	賞与引当	金
繰延税金	役員賞与引当	金
再評価に係る繰延税金資産	退職給付引当	金
支払承諾見返	特別法上の引当	金
貸倒引当金	金融商品取引責任準備金	
	繰延税金負債	
	再評価に係る繰延税金負債	
	負ののれん	
	支払承諾	
	負債の部合計	
	(純資産の部)	
	資本金	
	新株式払込金	
	資本剰余金	
	資本準備金	
	その他資本剰余金	
	利益剰余金	
	利益準備金	
	その他利益剰余金	
	自己株式	
	自己株式申込証拠金	
	株主資本合計	
	その他有価証券評価差額金	
	繰延ヘッジ損益	
	土地再評価差額金	

	評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。

(4) 長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第3号ロ(1)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する長期信用銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(6) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(7) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）

(8) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち債券利息)	
(うち債券発行差金償却)	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 别 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
(又は当期純損失)	

(記載上の注意)

- 1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。